

デ戦第924号
令和3年12月14日

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画の案の作成を予定しております。

つきましては、デジタル社会形成基本法第37条第4項及び官民データ活用推進基本法第8条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画の案の作成に当たり、あらかじめ、個人情報保護委員会の意見を伺います。